

信託会社が信託財産として所有する登録社債等の登録方法等に関する命令（案）

（信託財産である旨を明示する方法）

第一条 信託業法第十条第二項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する信託財産である旨の明示は、登録社債等（信託業法第十条第二項に規定する登録社債等をいう。以下同じ。）に係る社債登録簿の社債権者（社債以外の登録社債等の所有者を含む。）の氏名欄において、当該登録社債等を所有する信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合にあつては、信託業務を営む金融機関とする。以下同じ。）の商号に信託財産である旨を示す次に掲げる文字のいずれかを併せて記載する方法により行うものとする。

一 信託口

二 指定単口

三 年金特金口

#### 四 課税口

(信託財産である旨を明示して行う登録の請求)

第二条 信託会社は、前条の方法により信託財産である旨を明示して行う登録を請求する場合は、社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第二十条第一号の請求書に記載する登録権利者たる請求者の氏名について、当該信託会社の商号に前条各号に掲げる文字のいずれかを併せて記載するものとする。

#### 附則

(施行期日)

第一条 この命令は、預金保険法等の一部を改正する法律(以下「法」という。)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

(信託の登録とみなすことに支障とならない他の登録)

第二条 法附則第十一条第一項第二号(預金保険法施行令等の一部を改正する政令附則第四条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令、法務省令で定める登録は、社債等登録法(昭和十

七年法律第十一号)第五条に規定する移転の登録及び同法第七条に規定する登録社債等の登録の抹消の登録以外の登録とする。

(信託財産であることを明示する方法)

第三条 法附則第十一条第一項第三号(預金保険法施行令等の一部を改正する政令附則第四条において準用する場合を含む。)に規定する信託財産であることの明示は、第一条に規定する方法により行うものとする。